

高福第 921 号  
平成28年1月8日

サービス付き高齢者向け住宅  
運営事業者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 江森 光芳  
(公印省略)  
都市整備部住宅課長 白石 明  
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅における適切な状況把握サービスの提供について  
(通知)

平成27年8月4日に大阪府大阪市のサービス付き高齢者向け住宅において、入居者に状況把握サービスが提供されず、当該住宅内において入居者の死亡が数日見過ごされるという事案が発生しました。

これを受け、厚生労働省老健局高齢者支援課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長から平成27年12月22日付け通知「サービス付き高齢者向け住宅の状況把握サービスに係る登録基準への不適合物件に対応する指導等の徹底について」が発出されました。

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者が安心して住める住まいとして入居者への状況把握サービスの提供が義務付けられています。

については、このような事案が発生することのないよう、下記に留意し適切な状況把握サービスの提供を行ってくださるようお願いいたします。

記

1 状況把握サービスについて

状況把握サービスは、生活相談サービスとともに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第7条第1項第5号の規定により、入居者への提供が義務付けられているサービスです。

たとえ、入居者が状況把握サービスの提供を希望しないと意志表示した場合で、その入居者に同サービスを提供しないときは、その限りにおいて高齢者住まい法の登録基準を満たさないこととなります。

従って、サービス付き高齢者向け住宅においては、電話、居住部分内での入居者の動態を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等の適切な方法により、全ての入居者に状況把握サービスを提供することが必要です。

## 2 法令違反等があった場合の措置

先日、埼玉県内においても、サービス付き高齢者向け住宅で状況把握サービスが未実施であることが判明し、国から補助金の返還請求を受けるという事例が発生しました。

状況把握サービスの未実施などの法令違反があった場合には、最終的に高齢者住まい法第26条第2項第2号に基づく登録の取消しの対象となるほか、国から交付された補助金の返還を求められることもありますので、十分御留意ください。

担当 高齢者福祉課  
施設・事業者指導担当  
電話 048-830-3254

担当 住宅課  
総務・民間住宅・マンション担当  
電話 048-830-5562